

請負業者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険

請負業者賠償責任保険＋
生産物賠償責任保険

組立保険

労働災害総合保険

加入手続き・共通案内

請負業者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険（第三者賠償損害保険制度）

発生した事故について、被保険者が第三者へ法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする第三者賠償制度です。

プラン一覧		フルカバープラン			スタンダードプラン			シンプルプラン		
請負工事内容・規模にあったプランをお選びください。		支払限度額			支払限度額			支払限度額		
		対人賠償・対物賠償合算(1事故/保険期間中：請負賠償、1請求/保険期間中：生産物賠償)(免責金額：0円)								
支払限度額		10億円	5億円	1億円	10億円	5億円	1億円	10億円	5億円	1億円
工事中	【請負業者賠償責任保険】									
	①対象工事または付随業務の遂行		○			○			○	
	②事業用施設または仮設施設の所有、使用、管理		○			○			○	
	管理財物損壊補償特約		○			○			○	
	借用財物損壊補償特約	1,000万円 (免責金額：5万円)	○			○			○	
	データ損壊補償特約	3,000万円 (免責金額：なし)	○			○			○	
	交差責任補償特約C		○			○			—	
引渡し後	支給財物損壊補償特約	1,000万円 (免責金額：5万円)	○			—			—	
	工事遅延損害補償特約	1,000万円	○			—			—	
	【生産物賠償責任保険】		○			○			○	
引渡し後・ 工事中・引渡し後	完成・修理後物件に起因して発生した事故		○			○			○	
	上記と同時に発生した完成・修理後物件のうち 事故原因となった作業対象物自体の損壊	(支払限度額×3%)	3,000万円	1,500万円	300万円	3,000万円	1,500万円	300万円	—	
	【請負業者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険】		○			○			—	
引渡し後・ 工事中・引渡し後	初期対応費用補償特約	1,000万円 (免責金額：なし)	○			○			—	
	使用不能損害拡張補償特約 使用不能損害拡張補償特約支払限度額修正特約	5,000万円 (免責金額：1千円)	○			—			—	

※所定の条件があります。詳しくは、JECA電気設備工事 総合補償制度のご案内の【支払限度額・免責金額】のただし書きをご確認ください。

お支払いの対象となる損害の範囲

① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
② 損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
④ 緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

お支払いする保険金の額

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

保険金の額 = ①損害賠償金 + ②損害防止費用 + ③権利保全行使費用 + ④緊急措置費用 - 基本契約の免責金額(自己負担額)

補償の内容

【対象となる工事】

被保険者が日本国内において行う工事のうち、保険証券に記載されたものを対象とします。

(1) 保険金をお支払いする主な場合

次のいずれかに該当する偶然な事故による保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ・保険証券記載の仕事の遂行に起因する偶然な事故
- ・仕事の遂行のために被保険者が所有、使用または管理する施設（仕事を遂行するために設置された仮設事務所、宿舍、倉庫、資材置場その他の仮設物をいい、仕事の有無にかかわらず常設されるもの（本社事務所、常設の資材置場等）を除きます。）に起因する偶然な事故
- ・被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（生産物）に起因する偶然な事故
- ・被保険者が行った保険証券記載の仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後のその仕事の結果に起因する偶然な事故

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

直接であると間接であるとを問わず、被保険者（補償の対象となる方。以下同じ。）が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

【請負業者賠償責任保険と生産物賠償責任保険に共通のもの】

- ・保険契約者または被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮による津波に起因する損害賠償責任
- ・液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊等による場合を除きます。
- ・直接であると間接であるとを問わず石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害
- ・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ②あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを許されていない行為を含みます。

請負業者賠償責任保険＋
生産物賠償責任保険

組立保険

労働災害総合保険

加入手続き・共通案内

- ③整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他のマッサージ業類似行為を業とする者が行うこれらの行為
- ④理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為

など

【請負業者賠償責任保険に固有のもの】

- ・地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する損害賠償責任
 - ①土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
 - ②土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含まず。）、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
 - ③地下水の増減に起因する損害賠償責任
- ・被保険者の下請負人またはその使用人が仕事の従事中の被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・次のいずれかに該当する物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、自動車または原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）の所有、使用または管理のうち、貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を除きます。
 - ①航空機
 - ②自動車等
- ・被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任
- ・じんあい（金属粉を含みます。）に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ・騒音に起因する損害賠償責任
- ・塗料またはその他の塗装用材料（以下「塗料」といいます。）の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装（吹付けを含みます。）作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます。
- ・被保険者が行うＬＰガス販売業務の遂行（ＬＰガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因する損害
- ・被保険者相互間の事故に起因する損害

など

【生産物賠償責任保険に固有のもの】

- ・保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に起因する損害
- ・次のいずれかに該当する場合
 - ①初年度契約の場合

保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていたとき（知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます、以下同様とします。）。
 - ②継続契約の場合

保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていたとき。
- ・次の財物の損壊または使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。）について負担する損害賠償責任
 - ①生産物
 - ②仕事の目的物
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任

- ・被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- ・生産物または仕事の結果に起因する事故が発生した場合または事故が発生するおそれがある場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物の回収措置（回収、破棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。また、その回収措置の対象に生産物または仕事の目的物以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる回収措置に要する費用を含みます。）およびそれらの回収措置に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ・完成品の損壊または使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。）について損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・製造・加工品の損壊または使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。）について損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された性能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。
 - ①医薬品等
 - ②農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条（定義）に規定する農薬
 - ③食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条に規定する食品
- ・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う、医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示（法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）に起因する損害
- ・次のいずれかに該当する生産物または仕事の結果に起因する損害
 - ①医薬品等のうち、臨床試験に供される物
 - ②臨床試験
 - ③避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等人または動物の妊娠に関する医薬品等
 - ④DES（ジェチルスチルベストロール系製剤）
 - ⑤トリアゾラム
 - ⑥Ｌトリプトファン
- ・次の症状または事由に起因する損害
 - ①後天性免疫不全症候群またはヒト免疫不全ウイルスに感染していることにより生じた障害
 - ②クロラムフェニコール系製剤によるとる血液障害
 - ③アミノグリコシド系製剤によるとる聴力障害
 - ④筋肉注射によるとる筋拘縮症
 - ⑤キノホルムによるとるスモン
 - ⑥血統硬化剤によるとる低血糖障害
 - ⑦体内移植用シリコンによるとる障害
 - ⑧妊娠の異常、卵子もしくは胎児の異常、損傷もしくは障害または生まれた子の先天的な異常もしくは障害

など

各種特約について

〔請負業者賠償責任保険に固有のもの〕

●交差責任補償特約C

発注者グループ（仕事の発注者をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません）に属する被保険者と請負業者グループ（発注者グループから直接であると間接であるとを問わず仕事を請け負う者をいいます）に属する被保険者相互間と請負業者グループの被保険者間の損害賠償責任を補償します。

●管理財物損壊補償特約

補償管理財物※の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※補償管理財物とは、次の⑤に規定する財物で、次の①から④までに該当しない財物をいいます。

①被保険者が第三者から借用中の財物（レンタル、リース等による財物を含みます。）

②被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。）

③上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。）を目的として、被保険者が受託している財物

④上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物

⑤上記①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実には被保険者の管理下にある財物（被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。）

支払限度額 基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額

免責金額 基本契約と同額

●支給財物損壊補償特約

支給財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

支給財物とは、保険証券記載の仕事の遂行のために他人から支給された資材（工事中仮設物の材料を含みます。）であって、他人が所有する物をいいます。

支払限度額 1,000万円

免責金額 5万円

●借用財物損壊補償特約

借用財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被害に対して、保険金を支払います。

借用財物とは、作業場内（仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。）、作業区間内（仕事の遂行のために、仕事を行っている間は不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。）および施設内において使用または管理する次のいずれかに該当する財物をいいます。

①被保険者が第三者から借用中の財物（レンタル、リース等による財物を含み、不動産を除きます。）

②被保険者が所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物

支払限度額 1,000万円

免責金額 5万円

●データ損壊補償特約

財物の損壊につき、磁氣的または光学的に記録されたデータまたはコンピュータ・プログラムの滅失または破損であって、有体物の損壊を伴わずに発生したものを含みます。

支払限度額 3,000万円

免責金額 なし

〔請負業者賠償責任保険と生産物賠償責任保険に共通のもの〕

●初期対応費用補償特約

普通保険約款および特別約款（これらにセットされる特約を含みます）の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限りします。

①事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません）

②事故現場の写真撮影費用

③事故状況調査・記録費用

④事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場合に限りします）

⑤事故現場の後片付け・清掃費用

⑥被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費

⑦通信費

支払限度額 1,000万円

免責金額 なし

●使用不能損害拡張補償特約

基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能^{（注）}について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粹使用不能損害」といいます。）に対して、保険金をお支払いします。ただし次のいずれかに該当する場合に限りします。

・財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合

・生産物や仕事の目的物に起因するものについては、事故の原因となった生産物または仕事の目的物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合

（注） その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。

支払限度額 100万円

免責金額 1千円

●使用不能損害拡張補償特約支払限度額修正特約

この特約については、使用不能損害拡張補償特約の規定中、支払限度額「100万円」とあるのは「5,000万円」に読み替えて適用します。

【使用不能損害拡張補償特約の修正後の支払限度額】5,000万円

●工事遅延損害補償特約

事故による対象工事の遅延に起因する損害に対して、次のすべての条件を満たす場合に限り、保険金をお支払いします。

①対象工事に起因して原因事故が発生し、損害賠償金が発生すること。

②上記①の原因事故に起因して、対象工事が履行期日の翌日から起算して6日以上にわたり遅延すること。

支払限度額 1,000万円

免責金額 基本契約と同額

保険期間

保険期間は1年です。

保険責任は、保険期間の始期日の午後4時に開始し、満期日の午後4時に終わります。保険料は、ご契約時および契約内容の変更時にお支払いいただきます。

ご契約条件

①補償プランの選択



②支払限度額の選択

【補償プラン】

フルカバープラン

スタンダードプラン

シンプルプラン

※プランの詳細はP3のプラン一覧をご参照ください。
※上記以外のフリープランもございます。

保険料割引制度

〔請負業者賠償責任保険と生産物賠償責任保険に共通のもの〕

◎ISO / HACCP 等割引

①適用対象契約

契約締結日において、次のいずれかの認証を取得済の企業等を対象とする契約に適用します。

- i. ISO9000シリーズ（品質マネジメント）
- ii. ISO14000シリーズ（環境マネジメント）
- iii. ISO22000シリーズ（食品安全マネジメント）
- iv. HACCP
- v. エコアクション21
- vi. 環境プランナー報告書
- vii. エコステージ（認証レベル1～5が対象。エコステージのチャレンジ宣言組織は対象外）

なお、契約締結日において、上記i～ivの認証の取得前であっても、取得取組済の企業については、次のマニュアル等が完備し内部監査が終了済みである場合には割引を適用します。

- ・ISO9000シリーズ 「品質マニュアル」
- ・ISO14000シリーズ 「環境管理マニュアル」
- ・ISO22000シリーズ 「食品安全マニュアル」
- ・HACCP 「導入プラン、導入スケジュール」

- （注1）複数の事業場を有する企業の場合、1つの事業場で認証取得済または取得前であるが取得取組済であれば割引を適用します。
（注2）ジョイント・ベンチャー（JV）の引受けにおいて、工事全体を保険の対象とする場合には、構成員のいずれかが認証取得済であれば工事全体に割引を適用します。

②割引率

割引率

20%

※認証状（または認証書）のコピーのご提出が必要です。

〔請負業者賠償責任保険に固有のもの〕

◎総合評価値割引

①適用対象契約

経営事項審査による総合評価値（P点）を取得している企業を対象とする契約に適用します。

- （注1）経営事項審査とは、公共工事の入札に参加する建設業者の「経営状況」および「経営規模等」（経営規模、技術的能力、その他の客観的事項）を数値化した建設業法に規定する審査をいい、略して経審（けいしん）と呼ばれます。総合評価値は、この経営事項審査において、建設業者からの任意請求に基づき通知されるものです。
（注2）契約締結日において、その経営事項審査の有効期間内（審査基準日から1年7か月）であることを要します。有効期間内に2回受審している場合には、直近のものとしします。

②割引率

記名被保険者の経営事項審査に基づく総合評価値（P点）により、次の割引を適用します。

総合評価値（P点）	割引率
1,000点以上	30%
800点以上 ～ 999点以下	20%
600点以上 ～ 799点以下	10%
599点以下	0（割引なし）

※「総合評価値通知書」のコピーのご提出が必要です。

③割引率の確認方法

年間包括契約

対象工事のうち、前年度の「総合評価値」の最も高い点数により、割引率を判断します。

〔生産物賠償責任保険に固有のもの〕

◎管理状況割引

①適用対象契約

被保険者の安全管理状況等を「管理状況チェックリスト」に基づき評価できる場合において、その結果に基づき最高10%以内の割引を適用します。

- ・事業規模：売上高5億円以上または従業員10名以上（含兼務役員）
- ・保険料：割引適用後保険料5万円以上の契約（1契約ごとに適用）
- ・過去の損害率：過去5カ年の通算損害率が50%未満の契約（1契約ごとに適用）

②割引率

管理状況割引

引受保険会社照会（身体障害・財物損壊）
（チェックリストの結果により5%または10%）

③取付書類（加入申込票添付要）

管理状況チェックリスト

保険料確定特約について

- ・この特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の請負工事高（保険料算出の基礎数値）を基に算出した保険料を払い込みいただきます。
※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

- ・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ・保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払できない場合があります。
- ・保険期間中に保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合^{（注）}には、この特約はセットできません。

（注）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動する事が明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするとご契約には、この特約はセットできません。

- ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、確定精算を行わず、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
- ・中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。